

院内感染対策指針

愛知県がんセンター（以下、「病院」という）のすべての職員は、院内感染対策を熟知し、常時予防に努めるとともに、院内感染が発生した場合には、その原因の特定及び制圧や終息に向けて取り組むことを義務とする。

I 院内感染

病原微生物に院内で接触して惹起された感染をいう。感染者は、患者のみならず医療従事者も含み、退院後あるいは病院外で発症しても、病院内の微生物接触に起因するものは、院内感染とする。

院内感染対策においては、院内感染の発生を未然に防止すること、発生した感染が拡大しない様に制圧することが重要である。院内感染対策を徹底させ、院内感染を減少させることは、患者・患者家族・職員の安全を守ることに繋がる。

そのため、病院全体の感染対策を行う指揮命令部門として、感染制御室を設置する。また院内感染防止委員会、感染対策チーム、抗菌薬適正使用支援チーム、リンクスタッフを設置する。

1) 院内感染に関わる基本的な考え方

- ①職員は、常に自身が感染の媒介になりうるという感染防止対策意識を持って医療にあたること。
- ②職員は、感染症が発生した場合速やかに発生原因を追究し、感染の拡大防止対策に努めること。
- ③職員は、研修に積極的に参加し、時流に即した知識と技術を身につけるようにすること。

2) 院内感染対策のための委員会と病院組織

院内感染防止対策のために院内感染防止委員会（以下「委員会」という。）を設け、委員会で決定された方針に基づき、病院内における感染防止対策に取り組む。

委員会で決定した内容は、病院管理会議で承認を得て日常業務化を図っていく。

委員会の下部組織として、ICT、ASTを置く。

① 院内感染防止委員会（Infection Control Committee : ICC）

- i. 委員会の委員長は感染制御部の部長とし、委員には病院長、感染症専門医、ICTメンバーのみならず、広く病院各部署から選任する。
- ii. 委員会は院内感染対策に関する院内の最高決定組織とする。
- iii. 委員会は原則、毎月1回定例会とし、緊急時は必要に応じて臨時委員会を開催するものとする。
- iv. 委員会は次に掲げる院内感染防止対策を実施する。
 - a. 院内感染対策マニュアルの作成と管理
 - b. 院内感染対策に関する資料の収集・分析と見直し
 - c. 職員研修の企画・運営
 - d. 感染症が発生した場合、速やかに発生原因を追究し、感染の拡大防止の対策に努め、その実践について職員に周知する。

② 感染対策チーム（Infection Control Team : ICT）

- i. 医師（ICD：感染制御医）、薬剤師、臨床検査技師、看護師（CNIC：感染管理認定看護師）及び院内感染防止委員会委員長が指名した者で組織する。
- ii. ICTは、院内感染対策業務の企画・立案・各部門への調査・啓発・指導を行うと共に、活動状況について院内感染防止委員委員長へ報告する。

iii. ICT は 1 回／週、病院内のラウンドを行い、感染防止対策の実施状況などの確認や必要時、現場介入（教育的介入など）を行い、院内感染防止に努める。

③ 抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team : AST）

- i. 医師（ICD）、薬剤師、臨床検査技師、看護師（CNIC）で組織する。
- ii. AST は、院内抗微生物薬適正使用に関する企画・立案・調査・啓発・指導を行うと共に、活動状況について院内感染防止委員会委員長へ報告する。
- iii. AST は、特定抗菌薬使用症例のモニタリングおよび抗菌薬使用の適切性評価や経時的な介入を行い、抗菌薬適正使用に努める。

3）院内感染対策のための職員に対する研修

全ての職員を対象に、感染症に関する基礎知識の習得や標準予防対策実施の意義を理解し、確実に実施できるようになるため、次のとおり職員研修を実施する。

- ①「全体研修」を年 2 回以上実施する。ほか、部門・職場状況に応じた「個別研修」を計画的に実施する。
- ②職員研修は、押印における院内感染の分析と対策、院内感染に関する事例などに基づき、院内感染防止委員会で企画・実施する。
- ③新規採用職員や中途採用職員、臨床研修医含めすべての職員に対し研修を実施し、検収日、出席者、研修項目などの記録を保管する。

4）感染症発生時の対応および報告

- ①院内感染の発生が疑われる場合は、ICT メンバーで連携を取り、直ちに情報収集を行う。迅速な初動体制がとれるよう、院内感染発生時の連絡体制に従い、速やかに行動し、院内感染防止委員会委員長より病院長へ報告する。
- ② 病院長は、院内での集団感染が発生した場合は、愛知県病院事業庁へ報告する。公表にあたっては、病院事業庁と協議する。また、患者のプライバシーに十分配慮する。
- ③発生した院内感染事例が正常範囲の発生か異常発生かの判断がつきにくい時は、名古屋市千種保健センターおよび日本環境感染学会認定教育病院担当者に相談する。日本感染症学会施設内感染相談窓口への FAX 相談も活用する。
- ④報告が義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに保健センターに報告する。

5）院内感染対策推進事業

- ①予防接種が有効な感染性疾患に対しては、予防接種率を高める。
- ②医療従事者の院内感染対策については、院内感染防止マニュアルに基づき十分に配慮する。

6）本指針の閲覧

患者及びその家族から本指針の閲覧の求めがあった場合は、積極的に開示するものとし、いつでも閲覧の要望に応えられるよう患者相談窓口にも常備しておくものとする。

附 則

この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 29 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 4 月 4 日から施行する。